

税金のお知らせ

ようこそ長野県にいらっしゃいました。

日本では税金によってゴミ処理や消防、交通安全、教育など様々な行政サービスを行っています。

日本国籍のない方にも一定の条件に該当する方には税金を納めていただくこととなりますので、該当する方は納期までに必ず納めていただきますようお願いいたします。

それでは、どのような税金があるのか、どういう方が税金を納めていただく必要があるのか、主な税金についてご説明します。（日本では国へ納める税金（所得税など）、県へ納める税金、そして、市町村へ納める税金がありますが、ここでは県と市町村へ納める主な税金についてご説明します）

<主な税金>

税 目	納税義務者	納 期	納付場所	そ の 他	
◇	個人住民税 (個人市町村民税と個人県民税)	1年以上日本に住んでいるか、または、1年以上住む予定の方で、その年の1月1日現在、長野県内にお住まいの方	6月、8月、10月、1月 (ただし、給与所得者は毎月の給料から)	・金融機関 (銀行、信用金庫、郵便局など) ・市町村の税務担当課	① 毎年2月(1月)に「市町村県民税申告書」が届きます。 ② 必要事項をご記入のうえ、3月15日までに市役所または町村役場へ提出してください。 (まったく所得のない方につきましても申告が必要です) ③ その後、6月中旬に「納税通知書」が届きます。
	国民健康保険税	国民健康保険に加入した方	6~3月		加入した月の翌月に「納税通知書」が届きます。
	軽自動車税	4/1に軽自動車、バイク等を所有(登録)している方	5/31		毎年5月中旬に「納税通知書」が届きます。
◆	自動車税	4/1に自動車を所有(登録)している方	5/31	・金融機関 (銀行、信用金庫、郵便局など) ・上伊那地方事務所税務課	毎年5月中旬に「納税通知書」が届きます。

注1) ◇：市町村の税金 ◆：県の税金

注2) 「納税通知書」：納税者が納付すべき税金について、賦課の根拠となった法律の規定、納税者の住所氏名、税額、納期などを記載した通知です。
納付する時に必要です。

- * 納め忘れがなく、また、納税のため金融機関等にお出かけいただく必要のない、便利な口座振替制度もあります。詳しくは次の「お問い合わせ先」の事務所にお尋ねください。
- * また、お勤め先の会社の給与担当者に話をし、個人住民税を給与から天引きして納めてもらうようにすると便利です。
- * 引っ越しをされる場合は、市町村の税務担当課にご連絡ください。
- * 税金が納期までに納付されなかった場合、法令に基づき、延滞金が加算されます。また、預金、給与を差し押さえることがあります。

お問い合わせ先

〔 ◇の項目については◇の事務所へ ◆の項目については◆の事務所へ 〕

◇ 伊那市役所 税務課
 〒 396-8617
 伊那市伊那部3050（平成大橋の東側）
 TEL 0265-78-4111
 FAX 0265-74-1251
 Eメール ZEI@inacity.jp

◆ 上伊那地方事務所 税務課 管理係（長野県伊那合同庁舎2階）
 〒 396-8666
 伊那市伊那3497（伊那市駅近く、「いなっせ」の斜向かい）
 TEL 0265-76-6805
 FAX 0265-76-6809
 Eメール kamichi-zeimu@pref.nagano.jp